

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 2 月 27 日に全日本港湾労働組合沖縄地方本部執行委員長から下記のとおり争議行為を行う旨、通知がありました。

令和 7 年 3 月 5 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 事件（要求事項）

2025 年賃金引き上げ及び夏季一時金等

2 期間 2025 年 3 月 17 日（月）始業時から本件の全面解決に至るまで

3 場所 沖縄港運株式会社、琉球港運株式会社、株式会社 O T K、株式会社第一港運、沖縄ポートターミナル株式会社、海邦港運株式会社、一般社団法人全沖縄検数協会、マルエー物流株式会社、琉球物流運輸株式会社、株式会社沖縄急送、琉球倉庫運輸株式会社、株式会社東洋、株式会社ロジカルサポート、株式会社小禄運輸、琉球海運株式会社、琉球物流株式会社、沖縄第一倉庫株式会社、那覇埠頭倉庫株式会社、沖縄セメント工業株式会社、株式会社沖縄コンクリート、株式会社沖縄マテリアル輸送、八重山港運株式会社、美崎運輸株式会社、石垣港運株式会社

4 概要 全日本港湾労働組合沖縄地方本部の組合員が稼働する全ての職場において、労働三権を行使する。